

合事務所に対して、関係する書類の任意提出が求められ、組合として「警察から求められた資料を提出した」ということが正式に判明しました。警察としても、一日も早く調査を終えて、市民が期待する結論を出してもらうことを希望するのみです。

その6、特別委員会への公開質問状

六月議会「中間報告」で指摘をしました、都市再開発法と津山中央街区組合の定款にない行為である「組合の土地幹旋」に関係して、土地幹旋業への「仲介料支払い」問題で、関係者から「公開質問状」が届けられ、それぞれ対応していることを報告しておきます。

その他の案件・終わりにあたって

県の改善命令に従うかどうか、資金不足をどう解決するか、など権利者の内部抗争として、民事訴訟が行われています。また、組合幹部と熊谷組の間で、資金の返還に関する訴訟もおこされていますが、委員会の調査項目と同じ問題が「訴訟」になっている点もあり、熊谷組を初めとして「訴訟中であり、資料の提出、委員会との話し合いをしばらくまってほしい」などの

意見がだされておられ、委員会の調査活動に一定の困難が出ています。

ただ、訴訟における「関係者の証言」は、大切な資料と考えており、参考資料として関係者に「証言調書」の提出などをお願いして行きたいと考えています。

三回目の「中間報告」の終わりに当たって、調査事項が広がりすぎている、とか、どこで始末をつけるのか、など疑問の声も寄せられています。二十年以上にわたる歳月と総事業費約四百億円もの事業に関する資金の流れの調査であります。また、次から次に「新たな資金の流れの疑問」も判明しており、「疑問点が判明」すれば、その点を調査する必要があると考えています。必然的に調査事項が増えていきます。新しい「疑問点」を曖昧なままにしておくわけにはいかならぬとの考えで調査していることを報告して、今回の中間報告とします。

追加報告

アルネ再建築第三次案は、冒頭で「何回か当局に聞いたんだり、街づくり会社の日笠社長などからも意見を聞きましたが、第三次案は提出されていません。」と報告をおこない、今後の審査のあり方として、「アルネ再建築第三次案」

が提案された場合は、当委員会での論議をはじめとして、議会全体の結論をお願いすることとしました。

九月議会以後、特別委員会では、再開発の権利者や建物除去、物品販売、土地登記など商取引をおこなったすべての皆さんに、後日、市民の皆さんへ「調査事項の発表」にあたり、個人のプライバシー保護の立場はありますが、個人や法人の氏名及び取引物件や額など必要に応じて公開をせざるを得ないと考えており、ご理解いただくように紙面を借りてお願いをいたします。

